

第 10 期中間決算公告

東京都千代田区神田美土代町 5-2
 日本振興銀行株式会社
 金融整理管財人 預金保険機構
 職務執行者 理事長 田邊 昌徳

中間貸借対照表 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	190,409	預 金	11,164
現 金	0	定 期 預 金	10,833
預 け 金	190,409	そ の 他 の 預 金	331
コーポレートローン	—	譲 渡 性 預 金	—
買 現 先 勘 定	—	コ ー プ ル マ ネ ー	—
債券貸借取引支払保証金	—	売 現 先 勘 定	—
買 入 手 形	—	債券貸借取引受入担保金	—
買 入 金 銭 債 権	—	売 渡 手 形	—
商 品 有 価 証 券	—	コマーシャル・ペーパー	—
金 銭 の 信 託	—	借 用 金	378,406
有 価 証 券	0	外 国 為 替	—
国 債	—	短 期 社 債	—
地 方 債	—	社 債	—
社 債	—	新 株 予 約 権 付 社 債	—
株 式	—	そ の 他 の 負 債	89,256
そ の 他 の 証 券	0	未 払 法 人 税 等	308
貸 出 金	31,994	未 払 費 用	328
証 書 貸 付	29,184	そ の 他 の 負 債	88,619
当 座 貸 越	2,809	賞 与 引 当 金	—
外 国 為 替	—	退 職 給 付 引 当 金	—
そ の 他 資 産	6,590	そ の 他 の 引 当 金	33,755
前 払 費 用	232	特 別 法 上 の 引 当 金	—
未 収 収 益	119	繰 延 税 金 負 債	—
仮 払 金	103	再評価に係る繰延税金負債	—
そ の 他 資 産	6,135	負 の の れ ん	—
有 形 固 定 資 産	1,616	支 払 承 諾	—
土 地	1,152	負債の部合計	512,582

決算公告 (写)

建 物	457	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	6	資 本 金	18,272
無形固定資産	147	新株式申込証拠金	—
ソフトウェア	147	資本剰余金	15,792
その他の無形固定資産	—	資本準備金	15,792
繰延税金資産	—	その他資本剰余金	—
再評価に係る繰延税金資産	—	利益剰余金	△345,423
支払承諾見返	—	利益準備金	—
貸倒引当金	△29,536	その他利益剰余金	△345,423
		繰越利益剰余金	△345,423
		自己株式	—
		自己株式申込証拠金	—
		株主資本合計	△311,359
		その他有価証券評価差額金	—
		繰延ヘッジ損益	—
		土地再評価差額金	—
		評価・換算差額等合計	—
		新株予約権	—
		純資産の部合計	△311,359
資産の部合計	201,223	負債及び純資産の部合計	201,223

決算公告（写）

中間損益計算書

平成 23 年 4 月 1 日から

平成 23 年 9 月 30 日まで

（単位：百万円）

科 目	金 額
経 常 収 益	1,498
資 金 運 用 収 益	1,256
貸 出 金 利 息	1,240
有 価 証 券 利 息 配 当 金	10
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	—
預 け 金 利 息	5
そ の 他 の 受 入 利 息	—
役 務 取 引 等 収 益	3
そ の 他 業 務 収 益	—
そ の 他 経 常 収 益	238
経 常 費 用	8,750
資 金 調 達 費 用	236
預 金 利 息	98
コ ー ル マ ネ ー 利 息	—
借 用 金 利 息	138
役 務 取 引 等 費 用	15
そ の 他 業 務 費 用	—
営 業 経 費	1,995
そ の 他 経 常 費 用	6,503
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,172
そ の 他 の 経 常 費 用	2,330
経 常 損 失	7,251
特 別 利 益	60,012
特 別 損 失	1,144
税 引 前 中 間 純 利 益	51,616
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2
法 人 税 等 調 整 額	—
法 人 税 等 合 計	2
中 間 純 利 益	51,613

個別注記表 平成 23 年 4 月 1 日から
平成 23 年 9 月 30 日まで

重要な会計方針

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 継続企業の前提に関する事項

当行は、平成 22 年 9 月 10 日、金融庁に対し預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁は当行に対し、同法第 74 条第 1 項に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を行うとともに、同法第 77 条に基づき預金保険機構を金融整理管財人に選任しました。これに伴い、預金保険機構が当行の代表者として業務の執行並びに財産の管理・処分を行っていくことになりました。

また、同日、東京地方裁判所に対し再生手続開始の申立てを行い、同年 9 月 13 日、再生手続開始決定を受けました。

その後、当行は、平成 23 年 4 月 25 日、東京地方裁判所の許可を得て株式会社第二日本承継銀行へ事業の一部の譲渡を行い、また、同日、監督委員の同意を得て株式会社整理回収機構へ一部資産譲渡を実施しました。同年 7 月 27 日には、東京地方裁判所に再生計画案を提出し、同年 10 月 25 日には、再生計画案における第 1 回弁済率を 27% から 39%に変更する旨の許可申請を提出しました。

裁判所の許可を受けて変更された再生計画案は、平成 23 年 11 月 15 日、東京地方裁判所の主催する債権者集会において賛成多数により可決され、同日、同裁判所より再生計画の認可決定を受けました。この再生計画は、平成 23 年 12 月 14 日確定しました。

今後は、平成 24 年 3 月末までに第 1 回弁済を実施した後、解散する予定ですが、解散時期は残る資産の売却時期等により未確定の状況にあります。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しておりません。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：10年～50年

器具備品：2年～20年

(2) 無形固定資産

決算公告（写）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

平成24年3月31日までに大部分の貸出金が売却される予定であるため、債権額から売却予定価額を控除した金額を貸倒引当金として計上しております。

(2) 事業再構築引当金

事業再構築引当金は、再生手続における事業構造改革に伴い発生する損失に備え、店舗撤退等により生じると認められる損失額を引当金として計上しております。

(3) 利息返還請求引当金

利息返還請求引当金の計上は、今後の利息返還請求に応じて生じると認められる損失額を引当金として計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

6. 追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は28,789百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている債権であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上債権であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

決算公告（写）

2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は、該当ありません。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は、該当ありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,789百万円であります。
なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 担保に供している資産は、該当ありません。
6. 担保等として受け入れた有価証券で、自由処分権の付されたものの時価額は26百万円であります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,404百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）はありません。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額455百万円
9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金7,050百万円が含まれております。
10. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債権
該当事項はありません。

決算公告（写）

11. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

12. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

なお当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金（又は資本準備金）の計上額はありません。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 197 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 4,172 百万円を含んでおります。
3. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりであります。
役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

属性	名称	議決権等 所有割合	関連当事者と の関係	取引内容		科目	期末残高
				資金の 借入	利息の 支払		
金融整理 管財人	預金保険機 構	—	資金の借入	371,356	32	借入金	371,356

（中間株主資本等変動計算書関係）

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式	—	—	—	—
普通株式	208,334	—	—	208,334
合計	208,334	—	—	208,334

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

現在、金融整理管財人である預金保険機構が当行を代表して財産の管理・処分を行っておりますが、保有する金融商品につきましても、同機構の監督下で管理・処分に取組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の中小企業及び個人事業主に対する貸付金であり、取引先の経営状況や財務状況の悪化などにより、貸出金などの元本や利息が回収不能となり、当行が損失を被る信用リスクを負っております。

また、従来その他目的で保有しておりました有価証券及び投資有価証券は既に処分を終えており、現在は保有しておりません。

預金保険機構からの借入を中心とする負債は、再生計画に従い手持ち資金をもって弁済する予定であるため、流動性リスクを負っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、預金保険機構の管理の下、善意かつ健全な債務者への与信を継続する一方で、その他の債務者からの回収に努めております。

② 金利リスクの管理

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に対する影響等を指しますが、当行は、現在、新たな資金調達を行っておらず、一方で有価証券を含む新たな投資商品の保有は行っておりません。また、融資につきましても、善意かつ健全な債務者への必要最小限の融資を行う以外は回収に専念しているため、結果的に過大な金利リスクを負うこととはなっていないと認識しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、再生計画に従い手持ち資金をもって負債を返済する予定であるため、流動性リスクを負っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における金融商品のうち貸出金については、平成24年3月31日までに売却されることから帳簿価額を売却予定価額としており、時価は帳簿価額と同一又は近似しているため、またその他の資産についても時価は帳簿価額と同一又は近似しているため、記載を省略しております。

また、負債については再生手続中であり、再生計画により債権者の皆様に大幅な債

決算公告（写）

務免除をお願いする予定であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の算定をしております。

（有価証券関係）

1. 売買目的有価証券（平成23年9月30日現在）
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）
該当事項はありません。
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年9月30日現在）
該当事項はありません。
4. その他有価証券（平成23年9月30日現在）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	12,018	百万円
貸出金償却	6,314	
利息返還損失引当金	13,706	
未収利息過少計上	1,002	
固定資産減損損失	270	
税務上の繰越欠損金	109,559	
その他	403	
繰延税金資産 小計	143,274	
評価性引当額	△143,274	
繰延税金資産 合計	—	
繰延税金資産の純額	—	百万円

（ストック・オプション関係）

当行の新株予約権等に関する事項

1. 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
職務執行の対価として交付した新株予約権等につきましては、該当ありません。
2. 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項

決算公告（写）

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1回	第2回	第3回
発行決議の日	平成17年 7月 5日	平成17年 9月26日	平成17年11月 8日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社執行役 7名 当社従業員 112名	当社従業員 7名	当社従業員 4名
ストック・オプション数	6,095	70	30
付与日	平成17年 7月 5日	平成17年10月 3日	平成17年11月 9日
権利行使期間	平成19年 7月 1日 ～平成27年 6月26日	平成19年10月 4日 ～平成27年 6月26日	平成19年11月10日 ～平成27年 6月26日

	第4回	第5回
発行決議の日	平成17年12月 6日	平成17年12月26日
付与対象者の区分及び数	当社従業員 7名	当社従業員 10名
ストック・オプション数	70	95
付与日	平成17年12月 7日	平成18年 1月10日
権利行使期間	平成19年12月 8日 ～平成27年 6月26日	平成20年 1月11日 ～平成27年 6月26日

（企業結合関係）

事業分離

1. 事業の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社第二日本承継銀行

(2) 分離した企業の内容

銀行業

(3) 事業分離を行った主な内容

金融機関が破綻した後、その受皿となる金融機関が直ちに現れない場合に、破綻金融機関の金融機能を維持する観点から、承継銀行が引き継ぐことが適当な資産・負債を暫定的に承継し、最終的な受皿への引き継ぎを図るためであります。

(4) 事業分離日

平成23年4月25日

(5) 法的形式を含む取引の概要

事業分離の概要

決算公告（写）

平成 23 年 4 月 1 日、当行と株式会社第二日本承継銀行は事業譲渡契約を締結し、同年 4 月 25 日、当行から同行に対する事業譲渡を行いました。当該事業譲渡において、金融庁長官より株式会社第二日本承継銀行が承継することが適当と認められた資産および預金保険で保護される預金等の負債等を譲渡いたしました。

法的形式

株式会社第二日本承継銀行に対する事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 事業譲渡益の金額	45,254 百万円
(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその内訳	
(ア) 資産の額	
資産合計	176,936 百万円
うち現金預け金	151,857 百万円
うち貸出金	23,302 百万円
(イ) 負債の額	
負債合計	222,190 百万円
うち預金	215,877 百万円

3. セグメント情報の開示において、当該分離した事業が含まれていた区分の名称該当事項はありません。

4. 当期の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

経常収益	179 百万円
経常費用	208 百万円
中間純損失	28 百万円

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額	△1,494,520 円 77 銭
1 株当たり中間純利益金額	247,743 円 21 銭

(重要な後発事象)

- 平成 23 年 11 月 28 日に、株式会社第二日本承継銀行に承継することが適当と認められなかった資産の一部 8,808 百万円について、株式会社整理回収機構に譲渡いたしました。
- 平成 23 年 12 月 9 日に、株式会社第二日本承継銀行に承継することが適当と認められなかった資産の一部 6,177 百万円について、入札により売却いたしました。
- 平成 23 年 12 月 19 日に、株式会社第二日本承継銀行に承継することが適当と認められなかった資産の一部 6,407 百万円について、株式会社整理回収機構に譲渡いたしました。

決算公告（写）

4. 平成 23 年 12 月 26 日に、株式会社第二日本承継銀行に承継することが適当と認められなかった資産の一部 9,001 百万円について、株式会社イオンコミュニティ銀行に譲渡いたしました。